



## 1か月に支払う医療費が高額になったとき

後期高齢者医療加入者と70歳以上の国民健康保険加入者の**高額医療費の自己負担限度額**（病院で支払う医療費が高額になったとき、各自が負担する限度額）は、次のとおりです。

### ●自己負担限度額（1か月あたり）

医療費の負担区分	外来のみの場合※1	外来と入院があった場合※2
現役並み所得者 (6ページの判定で <b>3割負担</b> の人)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ※過去12か月間に自己負担限度額を超えた月が4回以上あった場合は、4回目以降は44,400円となります。
一般 (6ページの判定で <b>1割負担</b> の人)	12,000円	44,400円

※1 個人ごとに計算します。

※2 同じ世帯の後期高齢者医療加入者と70歳以上の国民健康保険加入者それぞれの合計で計算します。

▶市県民税非課税世帯は、「一般」の自己負担限度額より、さらに下がります。

### ●医療費の負担割合が3割の人でも、申請により自己負担限度額が「一般」となる場合があります。

※平成20年8月から平成22年7月までの経過措置です。

#### 後期高齢者医療

##### ●対象 次の要件を両方とも満たす人

- ・同じ世帯に他に後期高齢者医療加入者がいない
- ・70歳以上75歳未満の世帯員を含めた収入の合計が520万円未満

#### 国民健康保険

##### ●対象 次の要件を両方とも満たす人

- ・同じ世帯に他に70歳以上の国民健康保険加入者がいない
- ・旧国保加入者（後期高齢者医療に移行するまで国民健康保険に加入していた人）を含めた収入の合計が520万円未満

### ●Aさん夫妻の場合

～8月から夫の自己負担割合が変わりました～



#### 夫 78歳 → 後期高齢者医療

- ・市県民税課税所得 **220万円**
- ・収入 **390万円**

#### 妻 73歳 → 国民健康保険

- ・市県民税課税所得 **0万円**
- ・収入 **120万円**

	7月までの負担割合	8月からの負担割合
夫	1割	3割
妻		1割

夫の市県民税課税所得は145万円以上ですが、妻との合計収入が520万円未満なので、申請により1割負担となります。

夫の市県民税課税所得が145万円以上で、収入が383万円以上なので、3割負担となります。

#### ●夫の高額医療費の自己負担限度額は「一般」となります。

8月からの夫の医療費の自己負担割合は3割ですが、世帯内に他に後期高齢者医療加入者がおらず、妻との収入の合計が520万円未満なので、自己負担限度額は、申請により「一般」となります。

### ■ 次の措置は7月31日で廃止されました

※詳しくはお問い合わせください。

#### ●市県民税の公的年金等控除の見直しと老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しと老年者控除の廃止に伴い、自己負担割合が1割から3割となった人を対象に、高額医療費の自己負担限度額について「現役並み所得者」ではなく「一般」を適用するもの。

#### ●老年者に係る市県民税非課税措置の廃止に伴う経過措置

同じ世帯の市県民税課税者が、合計所得金額125万円以下で平成17年1月1日現在65歳以上の人のみの場合、その世帯の市県民税非課税者本人を対象に、高額医療費の自己負担限度額等をさらに減額するもの。

●問い合わせ先 国保年金課 (☎ 82-1179・82-1209)